

本件連絡先

泉南市総務部総務課 担当: 木津西、森田

電話 072(483)0001 mail:soumu@city.sennan.lg.jp

令和5年2月7日

泉南市報道提供資料

泉佐野市政記者クラブ会員 各位

泉南市秘書広報課長 辻 嘉彦

(広報担当 白川)

中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会への諮問書記載事項の訂正について（報告）

去る1月27日に第1回中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会を開催し、委員長に対し諮問を行いました。2月2日(木)、一部報道機関の取材の中で、諮問書の「2. 事案の概要、経過と諮問理由」の一部において、保護者様の御認識と相違する内容が含まれているとの指摘を受け、内容を精査しましたところ、表記に誤りがあることを確認いたしました。

お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正（削除、追加）しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 訂正箇所

(1) 諮問書2頁8行～10行の以下の内容を削除

4月下旬から市教委は、法律に基づく第三者委員会を立ち上げ調査を行いたい旨を保護者にお伝えしたが、保護者の御意思が確認できない状態が続いた。

(2) 諮問書2頁15行と16行の間に以下の内容を追加

7月中旬、市教委は法律に基づく第三者委員会の設置について、保護者の御意向を確認するためのお手紙を投函した。

2. 訂正理由

諮問書の「2. 事案の概要、経過と諮問理由」の記載事項のうち4月以降の経過については、市教委が7月21日に泉南市議会議員全員協議会へ提出した資料を引用し、必要に応じて聴き取りを行ない記載しましたが、当該削除箇所についての記載が事実かどうかの確認が不十分であったため。

(参考として、別添のとおり訂正後の諮問書をお送りいたします。)

【参考:訂正後の諮問書の内容】

泉南総第17号
令和5年1月27日

中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会 委員長 様

泉南市長 山本 優真

泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成31年泉南市条例第2号）
第20条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 令和4年3月に発生した泉南市立中学校生徒の自死事案の全容解明及び再発防止に関する以下の事項
 - (1)生徒が自死するに至るまでに、学校及び学校外において、当該生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
 - (2)生徒が自死するに至るまでの関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったかを考察すること。
 - (3)生徒の自死の原因、背景について考察すること。
 - (4)生徒の自死した後における関係者の対応状況を明らかにするとともに、その対応が適切であったかを考察すること。
 - (5)前各号において明らかになった事実及び考察から、再発防止に関する提言を行うこと。

2. 事案の概要、経過と諮問理由

令和4年3月に泉南市立中学校の生徒が自死するという痛ましい事態が発生した。

当該生徒は、小学校時代から断続的に不登校となり、令和3年4月の中学校進学後も9月末からほとんど登校されていない状態であった。

令和4年3月18日に生徒はお亡くなりになった。

泉南市教育委員会（以下、「市教委」という。）は3月22日、当該生徒が亡くなられたことを把握し、調査を開始した。

市教委と中学校は、当該生徒がお亡くなりになったことは認知できたが、その死因等については把握できなかった。

3月22日以降、中学校は自死が疑われる案件として、国が定める「子どもの自死が起きたときの背景調査の指針」に基づき基本調査を行い、4月に市教委に提出した。

5月から6月にかけては、泉南市子どもの権利条例（平成24年泉南市条例第26号）第16条の規定に基づき、同条例の運営状況と事業の実施状況を審議し、市長に報告を行う機関として設置されている泉南市子どもの権利条例委員会による調査が行われ、8月2日、市長に「第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告」が提出された。

7月中旬、市教委は法律に基づく第三者委員会の設置について、保護者の御意向を確認するためのお手紙を投函した。

8月3日、保護者代理人が来庁され、市長、教育長との面会の中で当該生徒が自死されたことが確認できた。さらに、御遺族は市教委が設置する調査委員会による調査は望まれておらず、市長が設置する第三者委員会による調査を強く希望されていることが伝えられた。

9月22日、市教委は令和4年第9回泉南市教育委員会定例会において、いじめ防止対策推進法第28条第1項により重大事態として対処し、及び同種の事態の再発防止に資するため、中学校が行った現時点の調査内容をもって法第30条第1項による市長への報告とすることを決定し、市立中学校生徒自死事案にかかる「基本調査報告」を市長に提出した。

以上の経過をふまえ、当該生徒が自死に至った原因、背景及び学校等関係機関の対応について、公平・中立を旨とし広く調査・審議をいただき、ご報告並びに再発防止についてご提言をいただきたく、諮問いたします。